

令和6年度

# 日高町手話奉仕員 養成研修受講生募集について

聴覚障害者及び音声機能又は言語機能障害者の生活、福祉制度等について理解を深め、手話で日常生活を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した支援者を養成するため、日高町手話奉仕員養成研修事業を実施することにより、聴覚障害者等の方とのコミュニケーションの円滑化を図り、聴覚障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。



**実施方法：**日高郡内の市町合同実施

(御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町)

**受講対象者：**次の①～④のいずれかに該当する方で受講課程の要件を満たす方

①日高町内にお住まいの方

②日高町内の学校に在学されている15歳以上の方

③日高町内の事業所等に勤務されている方

④その他町長が特に必要と認めた方

★入門課程：手話経験がない方または手話経験がおおむね1年未満の方

**定員：**各市町の定員3名～4名(申し込みの人数によって、市町間で人数調整を行います。)

**受講料：**無料(ただし、テキスト代等にかかる費用は自己負担となります。)

**日時：**7月12日(金)～令和7年2月21日(金)の期間で入門課程23回  
毎週金曜日の午後7時～9時までの2時間

※日程等の詳細については、子育て福祉健康課までお問い合わせください。

**場所：**由良町中央公民館

**申込期間：**5月7日(火)～5月31日(金)

※子育て福祉健康課窓口で申込書を配布しますので、必要事項を記入の上、お申し込みください。

**【お問い合わせ先】** 子育て福祉健康課(TEL：63・3801)

## Jアラートの試験放送について

Jアラートによる緊急情報伝達の試験放送を行います。

**内容**

上りチャイム

「これはJアラートのテストです」(3回)

「こちらは防災日高町です」

下りチャイム

**日時**

5月22日(水) 午前11時

**【お問い合わせ先】**

総務課(TEL：63・2051)



# 町税の納期限をお知らせします

私たちが豊かで安全な暮らしができるよう、みんな  
で出し合って負担しているのが税金です。

令和6年度の各町税の納期は、表のとおりです。

税務課では、便利で安心、確実な口座振替制度のご  
利用をおすすめしています。口座振替をご希望の方は、  
紀州農業協同組合、なぎさ信用漁業協同組合連合会、  
紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ  
銀行の金融機関窓口まで、口座振替される通帳と届け  
出されている印鑑をご持参の上、お申し込みください。

また、コンビニエンスストアもしくはスマートフォン  
決済アプリでも納付できます。

**【お問い合わせ先】** 税務課(TEL: 63・3802)

税目	期別	納期限
軽自動車税(種別割)	全期分	4月30日
町民税	第1期分	7月1日
	第2期分	9月2日
	第3期分	10月31日
	第4期分	1月31日
固定資産税	第1期分	4月30日
	第2期分	7月31日
	第3期分	9月30日
	第4期分	12月25日
国民健康保険税	第1~9期分	7月~翌年3月

## 農耕作業用車両にも ナンバープレートをつけましょう



乗用装置のあるコンバイン等の農耕作業用車両を所有されている場合は、  
ナンバープレートを付けなければなりませんので、税務課で登録を行なってください。

また、ナンバープレートを付けないで公道を利用した場合には道路運送車両法に違反することになります。

**【お問い合わせ先】** 税務課(TEL: 63・3802)

## 税務署からのお知らせ 自家製梅酒の注意事項!

ご家庭で梅酒を造る際には、酒税法の規定により使用できる酒類や使用できる物品等に制限が  
ありますので、ご注意ください。

### 使用できる酒類

アルコール分20度以上の酒類

※一般に市販されている清酒やワインは、アルコール分が20度未満のため使用できません。

使用前にアルコール度数をご確認ください。

### 使用できる物品

- ・糖類
- ・梅 など

### 使用できない物品

- ・米
  - ・ぶどう(やまぶどうを含む)など
- ※上記以外にも使用できない物品が  
ありますのでご注意ください。



国税庁HP  
「お酒についてのQ&A」

- 注1** 自家製梅酒等は、あくまでも自ら飲むことを目的としてのみ認められて  
いますので、他人に提供・販売・譲渡することは禁止されています。
- 2** 料飲店や旅館等で自家製梅酒等をお客様に提供する場合には、事前に  
書類の提出が必要となりますので、ご注意ください。

**【お問い合わせ先】** 和歌山税務署(酒類指導官部門)